

令和7年12月定例県議会付議案（第2次追加提案分）

議案第18号 令和7年度鳥取県一般会計補正予算（第8号）

国の補正予算に伴う事業等の追加を行うための補正予算である。

(概要)

歳入歳出予算の補正

【予 算 額】	補 正 前 の 額 379,300,167千円
	補 正 額 45,000,442千円
	補 正 後 の 額 424,300,609千円

議案第19号 鳥取県基金条例の一部を改正する条例（財政課、企業支援課、高等学校課）

次のとおり鳥取県物価高騰・米国関税措置対応企業支援基金及び鳥取県県立高等学校教育改革促進基金を新たに設置するものである。

(新たに設置する基金の概要)

名 称	設 置 目 的
鳥取県物価高騰・米国関税措置対応企業支援基金	物価高騰及び米国の関税措置の影響を受けた県内の中小企業等に対し円滑な資金供給を行い、その事業継続及び経営の安定化を図ること。
鳥取県県立高等学校教育改革促進基金	産業イノベーション人材の育成に資する事業その他の高等学校教育の改革を先導する拠点となる県立高等学校の創出のための施策に要する費用に充てること。

[公布施行]

議案第20号 職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事企画課、警察本部警務課）

職員又は警察職員が従事する銃器を用いた熊の捕獲又は殺傷に係る作業等の業務の特殊性に鑑み、当該業務に従事した場合に支給する特殊勤務手当を新たに設けるものである。

(概要)

①職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

ア 職員が市町村の求めに応じて銃器を用いて熊を捕獲し、又は殺傷する作業に従事した場合に支給する熊銃猟手当を新設し、当該手当の額は作業に従事した日1日につき24,000円とする。
イ 熊銃猟手当の支給を受けるときは、種雄牛馬等取扱手当（鳥獣の捕獲、搬送等の業務に係るものに限る。）は支給しないものとする。

②警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

ア 警察職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する熊対応手当を新設し、当該手当の額は作業に従事した日1日につき5,200円とする。
(ア) 熊による人の生命、身体又は財産に対する危害を防止するため、ライフル銃を用いて、これを捕獲し、又は殺傷する任務に係る作業
(イ) 緊急銃猟（熊に係るものに限る。）に係る作業
(ウ) 警察官職務執行法第4条第1項の規定により関係者に対して命じた銃器を用いて熊を捕獲又は殺傷する措置に係る作業
イ その他所要の規定の整備を行う。

[公布施行]

議案第21号 鳥取県教育委員会委員の任命について（人事企画課）

鳥取県教育委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

氏 名：藤 原 厚 子

議案第22号 鳥取県収用委員会委員の任命について（人事企画課）

鳥取県収用委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

氏 名：浅 野 真知子